

## 京都市口腔保健支援センター設置運営要綱

### (設置)

第1条 歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号。以下「法」という。）

第15条及び口腔保健推進事業実施要綱（平成25年5月15日厚生労働省医政発0515第7号）に基づき、京都市保健所保健医療課（以下「保健医療課」という。）に京都市口腔保健支援センター（以下「支援センター」という。）を置く。

### (組織)

第2条 支援センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 歯科医師
- (3) 歯科衛生士及びその他の職員

2 センター長は、保健医療課長をもって充て、支援センターを統括する。

3 歯科医師は、保健医療課歯科保健係長をもって充てる。

4 歯科衛生士及びその他の職員は、保健医療課の職員をもって充てる。

### (施策の推進)

第3条 支援センターは、法第7条から第11条までに規定する施策及び京都市口腔保健推進行動指針（歯ッピー・スマイル京都）に掲げる各種の施策を、歯科医療等業務に従事する者等（以下「歯科関係者等」という。）との連携を図りつつ、総合的に推進するものとする。

2 支援センターは、前項に掲げる施策を実施するに当たり、歯科関係者等に対する情報の提供、研修の実施その他の支援を行うものとする。

3 支援センターは、各区保健センターとの連携により、歯科関係者等に対し、事業の実施に必要な指導及び助言等を行うものとする。

### (協議・検討)

第4条 支援センターは、地域の保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関係者により構成される協議・検討組織を設け、地域の状況を踏まえた歯科口腔保健の具体策に取り組むものとする。

2 前項に掲げる協議・検討組織として、京都市民健康づくり推進会議口腔保健部会を充てる。

### (補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、支援センターの運営に必要な事項は、保健福祉局保健医療・介護担当局長が別に定める。

### 附 則

### (施行期日)

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。